

APS オフィシャルクラブ 募集のお知らせ

1. APS オフィシャルクラブとは

APS 射撃の愛好者が自主的に集まって活動する、日本エアスポーツガン協会公認の団体です。より具体的には

- ・射撃に関する日々の情報交換
- ・練習会その他の行事開催

などを通じて、愛好者同士が APS オフィシャルクラブのメンバーとしての一体感を持ちながら交流を深め、射撃の安全啓発や射撃技術の向上を図り、メンバー自身の喜びを高めることを目的として活動する団体です。

当協会は、各地の APS オフィシャルクラブが協調しつつ切磋琢磨することによって、APS 射撃の健全な普及と発展および射撃に関する安全啓蒙が一層図られると考えております。

2. 募集の趣旨

活動拠点を増やして APS 射撃の普及を図るため、APS オフィシャルクラブの募集をいたします。当協会の理念を理解し、かつ、積極的に活動を継続する意思と能力のある APS オフィシャルクラブと共に APS 射撃の普及・発展を進めてまいりたいと考えております。

3. APS オフィシャルクラブ公認のメリット

(1) 団体のメリット

<p>公式競技会開催 (原則年一回)</p> <p>①公式練習会の開催は APS オフィシャルクラブとの事前の協議により協会が調整します。開催地や開催時期、参加見込人数等によってはご希望に沿えない可能性があります。</p> <p>②特定の地域に多数の APS オフィシャルクラブが存在するに至った場合などは、その地域での持回り開催など、協会で調整する場合があります。</p> <p>以上、十分にご留意ください。</p>	<p>APS オフィシャルクラブは、原則として年に一回公式競技会を開催することができます*。</p> <p>APS オフィシャルクラブが公式競技会を開催する場合、参加料収入から一定の経費を差し引いたものを APS オフィシャルクラブと協会とで折半します。</p> <p>★従来会場費のみを一定の経費としておりましたが、今後地方での公式練習会開催が増加することを考慮して、ターゲットの運搬費用も含めることとします。</p> <p>(例)</p> <p>参加料 80,000 円 (@4,000 円×20 名) 会場費 20,000 円、ターゲット運搬費用 30,000 円 とすると</p>
--	---

	<p>{80,000- (20,000+30,000) }÷2=15,000 となり、APS オフィシャルクラブと協会とで 15,000 円ずつ分けることとなります。</p> <p>*参加料収入から「一定の経費」を差し引いたらマイナスになったときの経費負担につきましては、都度協会と協議して決めることとします。</p> <p>*「一定の経費」につきましては、今後さらに見直す可能性があります。この点を十分にご承知おさください。</p>
ユーザーの紹介	<p>当協会あてに一般のユーザーから練習場所のお問い合わせがあったとき、当協会は APS オフィシャルクラブを紹介いたします。</p>

(2) 協会のメリット

活動拠点の増加	<p>「どこへ行けば APS 射撃ができますか」という一般ユーザーの問い合わせに対して、安心して薦めることのできる APS 射撃の活動拠点を増やすことによって、APS 射撃の普及を図ることができます。これは一般ユーザーにとってのメリットでもあります。</p>
----------------	---

4. APS オフィシャルクラブの承認条件

18歳以上の「代表者」と「副代表者」の最低**2名**が、責任を持って APS オフィシャルクラブの運営に当たること

「代表者」または「副代表者」のうち**いずれか**が、当協会の定める「**エアースポーツガン安全射撃指導員**」資格を有すること

定期的な活動の実績が**2年以上**あること

団体の練習会に不特定多数人が見学または参加することが原則としてできること

APS 競技に準じたターゲット機材を準備し、これを用いて活動すること

「エアースポーツガンによるスポーツ射撃の普及と発展」という当協会の理念を尊重し、当協会の規約を遵守することを誓約すること

都道府県の条例に鑑み、玩具銃の販売業者は、APS オフィシャルクラブとしては承認申請（予備申請）することはできません。店主があくまでも個人として、代表者（副代表者）を務める形をお願いください。

※団体名につき、地域活性化の観点から地域名を入れた団体名とすることが望ましい。

APS オフィシャルクラブの承認を希望する団体は、以上の承認条件を満たした上で、当協会の審査を経ることが必要です。

なお、これまで APS オフィシャルクラブとして活動している団体も、以上の承認条件が充足されていない場合は、これを充足する必要があります（猶予期限：来年7月31日。それまでに充足されない場合は、APS オフィシャルクラブとしての資格を一時停止することとします。ただし、活動休止中の場合はこの限りではありません）。

5. APS オフィシャルクラブの通常承認手続き

通年募集です。なお、令和元年8月5日から令和元年9月30日までは、特別承認手続きの受付を併せて行います（次項6. を参照）。

第1ステップ 協会へ**予備申請**を行う

第2ステップ 2年以上、活動実績を積む

第3ステップ 協会へ**承認申請**を行い、承認を受ける

承認手続きとして、原則として、3つのステップを踏むこととなります。詳しくみますと、次の通りです。

第1ステップ 協会へ**予備申請**を行う

- (1) 活動をこれから行う団体も、既に活動実績のある団体も、全て当協会あてに「予備申請」を行います。
- (2) 当協会は、当該予備申請を行った団体（以下、「申請団体」）の活動についてモニタリングを開始します。
- (3) モニタリングの期間内であっても、協会は、申請団体について前記のオフィシャルクラブ制度の趣旨に照らして APS オフィシャルクラブとして将来承

認するのが適当でないと判断したときは、承認をしない旨の決定をする場合があります。決定は、協会の理事会の議決により行います。

第2ステップ 2年以上、活動実績を積む（モニタリング期間）

- (1) 申請団体は適宜、活動報告を当協会あてにさせていただきます。
- (2) 必要に応じて、現地の見学へもうかがいます。
- (3) 予備申請時点で上記4.の承認条件をクリアしていない申請団体は、この期間中に上記4.の承認条件を充たす必要があります。
- (4) 協会は、一般のユーザーから練習場所の問い合わせがあったときは、申請団体を案内することができるものとします。ただし、申請団体から、準備中のため案内を希望しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。
このときは、受入可能となった時点で協会にお知らせいただきます。なお、活動実績につきましては、外部の者を受け入れた練習会を開催していることを本申請の際の審査で十分考慮します。
- (5) 予備申請を行った後で申請事項に変更があったときは、適宜協会へ連絡するものとします。
- (6) 予備申請を行った団体は、予備申請をいつでも取り下げることができます。予備申請を取り下げた後に再度予備申請を行った場合は、再度の予備申請時から活動実績のカウントを行います。取り下げ後は、協会あて問い合わせの際の案内は取りやめます。

■エアースポーツガン安全射撃指導員資格の取得について

今後、当協会では上記資格取得のための講習会を、今までよりも頻度を高くして開催します。

■APSターゲット機材等の入手・整備について

基本的には、申請団体自らが調達するよう、お願いします。ターゲット機材は、APS レギュレーションに準拠するよう作成または調達をお願いします。そのほか、跳弾防止用具（バックアップ用暗幕やパーテーション類）もご準備ください。

今後は、協会保有のターゲット機材とスペックが同等であると認められる機材が現れた場合には、これを紹介することも検討しております。

APS オフィシャルクラブまたは申請団体が自作されたターゲット機材であっても、レギュレーションに準拠すると協会が認めたものにつきましては、APS オフィシャルクラブ主催の公式練習会にて使用を認めることを検討中です。

第3ステップ 協会へ承認申請を行い、承認を受ける

- (1) 2年間のモニタリングを経た後、承認を希望する申請団体は、当協会あてに承認申請を行います。
- (2) 本申請後、2年間の活動実績を踏まえて協会にて承認するかどうかの審査を行います。審査に際しては、お送りいただいた活動報告に基づき、練習会その他のイベント開催実績その他諸活動について検討いたします。
- (3) イベント関係者や参加者等へのヒアリング等を行う場合があります。ヒアリングの結果は、審査に際して参考にいたします。
- (4) 申請事項の変更や本申請の取り下げなどは、予備申請と同様です。
- (5) 本申請に際しても予備申請と同様、協会は、申請団体について前記のオフィシャルクラブ制度の趣旨に照らしてAPS オフィシャルクラブとして将来承認するのが適当でないと判断したときは、承認をしない旨の決定をする場合があります。決定は、協会の理事会の議決により行います。

6. 特別承認手続き **(令和元年8月～9月の2ヶ月限定)**

2年以上十分な活動実績を積むなど、通常承認手続きの承認条件を現時点で満たしている団体を対象とする、期間限定の募集手続きです。

協会へ承認申請を行い、承認を受ける

通常の承認手続きの第3ステップのみです。

- (1) 前項5.の承認条件を全て満たした団体が令和元年8月5日から同年9月30日までに当協会あてに承認申請を行う場合には、本申請のみの手続きとします。
- (2) 2年間の活動実績につきましては、次の方法により審査の際、検討します。
 - 申請団体のサイトで活動実績を明らかにできる記事を投稿している場合は、承認申請書に当該サイトのアドレスを記入してください。
 - 活動実績を明らかにできる書面を用意できる場合は、承認申請書に当該書面を添付してください。
- (3) 申請後、2年間の活動実績を踏まえて協会にて承認するかどうかの審査を行います。審査につきましては、通常の承認手続きと同様です。

(4) 承認条件は、通常の承認手続きと同様です。本申請時点で承認条件を充たしていないときは、承認条件を充たした時点で審査に入ります。

(5) 申請事項の変更や本申請の取り下げなどは、予備申請と同様です。

(6) 10月1日以降に当協会あてに承認申請を行う場合は、前項5.の通常承認手続きとなります。

7. APS オフィシャルクラブ承認後の活動について

(1) 活動報告

協会は APS オフィシャルクラブに対し、年に1回、活動報告を求めることができます（書面での提出またはメールでの提供）。活動報告は、公式練習会開催を検討する場合に十分考慮いたします。

(2) 公式練習会のスケジュール設定について

APS オフィシャルクラブ主催の公式練習会を開催する場合は、事前にオフィシャルクラブの代表者または副代表者から当協会あてにご相談ください。

(3) 活動休止の届け出

APS オフィシャルクラブは、活動が困難になったときは、活動休止の届け出を行うものとします。

- (例) ①活動拠点の射場が閉鎖されたため、練習会が開催できなくなった
②運営に当たるメンバーが多忙等のため活動が困難になり、その代わりに運営に当たるメンバーがいない
③代表者**および**副代表者がエアースポーツガン安全射撃指導員資格の更新を失念してしまった

活動休止中の APS オフィシャルクラブが活動再開するときは、活動再開の届け出を行うものとします。

(4) 活動終了の届け出

APS オフィシャルクラブは、活動終了の届け出を行い、APS オフィシャルクラブとしての活動を終了することができます。

いったん活動を終了した団体が再び APS オフィシャルクラブとしての活動再開を希望する場合は、特段の事情のない限り、予備申請から再度手続きをすることが必要です。

■ 活動休止中の協会の対応

	協会サイト	ユーザーからの問い合わせ	公式練習会	活動を再開したい場合
活動休止	「活動休止中」の旨、明記	練習拠点として紹介しない	開催なし	活動再開の申請を協会へ行う
活動終了	相互リンク解除	同上	同上	予備申請から再度手続き

(5) 処分について

協会は、団体の管理運営に適正を欠いたと認められる APS オフィシャルクラブに対しては、弁明の機会を与えた上で、APS オフィシャルクラブとしての資格の一時停止や承認を取り消すなどの処分をすることができるものとします。承認取消しの処分を受けた団体は、以後 1～5 年の範囲でオフィシャルクラブの予備申請をすることができなくなります。

以 上